

令和7年度「奨学金返還支援事業」広報業務仕様書

1 委託事業名

令和7年度 「奨学金返還支援事業」 広報業務

2 委託者

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（事務局：佐賀県産業労働部産業人材課）

3 目的

県では令和7年度から奨学金返還支援事業を実施することにより、若者の奨学金返還の負担の緩和を図るとともに、県内企業の人材確保に繋げることをしている。

この事業の内容について、県内企業、学生それぞれをターゲットとして意識した情報発信を行い、奨学金返還支援制度の導入企業の拡大及び学生への事業の浸透を図ることを本業務の目的とする。

<背景>

- ・佐賀県内の有効求人倍率は高水準（令和6年12月現在で1.32倍）で推移しており、県内企業の人手不足の解消が喫緊の課題。
- ・そのような中、佐賀県内の大学生、佐賀県出身の県外大学生いずれも県内就職率は3割程度で推移しており、大学生の県内就職の促進が必要。
- ・また、全国的に大学新規学卒者の3年以内早期離職率は約3割と高い水準にあり、企業への若手人材の定着が課題。

出典：厚生労働省『新規学卒就職者の離職状況』

- ・学生の方に目を移すと、大学生の概ね2人に1人が奨学金の貸し付けを受けており、月の平均返済額は約16,000円という調査結果が出ており、奨学金返済が将来の不安となっている。

出典：労働者福祉中央労福協『奨学金や教育費負担に関するアンケート調査』

- ・こうした状況の解決策の一つとして、従業員の奨学金返還を支援する県内企業に県が補助を行うことにより、県内に支援制度導入企業を増やしていくことで、学生に選ばれる企業、また、若手従業員が長く働きたくなる企業の拡大を図っていく。

<事業の流れ>

(1) 県内企業が奨学金返還支援制度を導入

- ・県内企業が奨学金返還支援制度（従業員に対して奨学金の代理返還又は奨学金返還のための手当等支給）を導入。
- ・制度導入企業は県に制度導入の登録申請を行う。登録した制度導入企業はウェブサイトに掲載。

(2) 制度導入企業による奨学金返還支援の開始

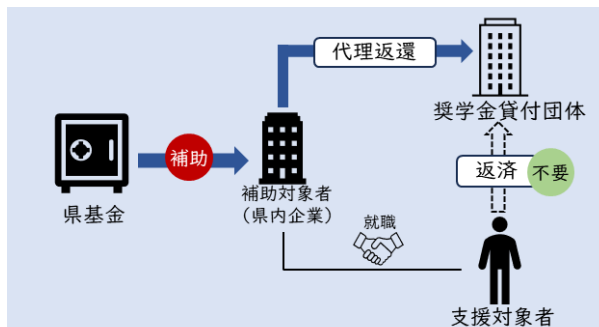
- ・制度導入企業が新規採用職員などの従業員（制度上、在職者も可）に対する代理返還又は手当支給により奨学金返還支援を開始。

- ・制度導入企業は当該学生への支援の内容について、県へ実施計画を提出（以降、制度導入企業を「補助対象者」、支援を受ける従業員を「支援対象者」とそれぞれいう。）

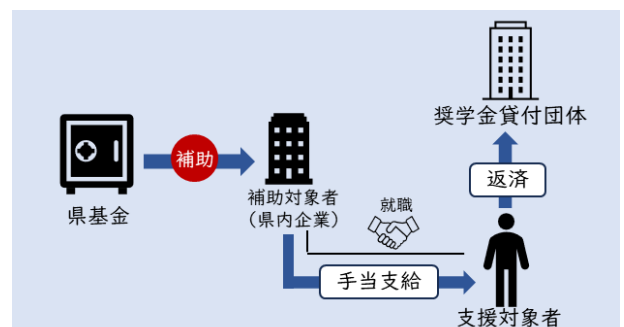
（3）県が補助対象者に対して補助

- ・補助対象者は支援対象者への1年間の支援完了後の4月に実績報告等を県に提出。
- ・補助対象者の代理返還又は手当支給による負担額に応じて県から補助金を交付。

（代理返還のイメージ）



（手当支給のイメージ）



4 契約期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）までとする。

5 委託業務の内容

本委託業務は、ターゲットごとに「県内企業に向けた情報発信」、「学生に向けた情報発信」、「その他の情報発信」に分け、それぞれのターゲットに効果的なメディア・手法を用いて総合的な広報活動を実施することとする。広報活動の実施にあたっては、令和7年4月から7月までを周知強化期間（以下「強化期間」という。）とする。

また、各種広告・広報物の文章、デザインは一貫性や統一性を保ったものとし、委託者への確認を行うこと。

なお、以下の内容を標準とするが、上記の目的をより効果的に達成するため、契約額の範囲内で業務内容を追加して提案しても差し支えないものとする。

（1）県内企業向け情報発信

① ターゲット

県内企業の経営者層

② 訴求したい内容

- ・奨学金返還支援制度導入のメリット（人材確保、企業イメージアップ、税制優遇等）
- ・県の奨学金返還支援事業の補助の内容
- ・補助を受けるまでの手続き 等

③ 広報実施内容

ア 新聞広告、ラジオCM等を利用した広報

- ・県内で最も発行部数が多い佐賀新聞を用いて、強化期間中に5段1/2（縦16.8cm×横18.7cm）サイズのカラー広告を作成し、最低3回掲出すること。なお、掲載紙面は指定しない。
- ・ラジオCM原稿を制作し、FM佐賀およびNBCラジオ佐賀にて、強化期間中に通勤時間帯を主として1ヵ月間放送すること。

イ 県内企業向けチラシの作成

- ・県内企業向けのチラシ（A4・両面カラー）を作成し、県に20,000部納品すること。

（2）学生等向け情報発信

① ターゲット

大学生（県内、県外問わない）

② 訴求したい内容

- ・奨学金返還支援制度導入企業の存在
- ・奨学金返還支援制度導入企業へ就職することのメリット
- ・奨学金返還支援制度の概要（支援を受けるための要件等）

③ 広報実施内容

ア SNS、WEB広告を利用した広報

- ・GoogleおよびInstagramにて、強化期間中にWEB広告を行うこと。
- ・効果的なWEB広告配信を行うため、A/Bテストやクリック率確認等、効果検証を行い改善しながら配信し、検証内容は委託者へ報告を行うこと。報告の頻度、時期については委託者と調整すること。
- ・WEB広告にてリスティング広告を行うこと。
- ・Instagramにて広告を行う際は、既存の「さがジョブナビ」のアカウントを用いて行うこと。

イ 学生等向けチラシの作成

- ・学生等向けのチラシを（A4・両面カラー）を作成し、県に10,000部納品すること。

（3）事業効果の分析・検証及びフィードバック

本業務による効果を適切な方法で把握し検証を行うこと。また、その分析結果について毎月フィードバックを行い、業務完了報告書に記載すること。

（4）進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう、実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。受託者は工程表に大きく変更が生じた場合は、その都度工程表を作成し県に提出すること。

6 実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。打合せを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。

7 実績報告等

受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する実績報告書を委託元に提出し、検査を受けなければならない。

8 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- (2) 労働関係法令を含む各種法令等を遵守すること。
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「佐賀県職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- (4) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。
- (6) 受託者は、委託者に対し、著作権者人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者の有する前項所定の著作権者人格権を侵害する者がいる場合、委託者より請求があったときは速やかに委託者の請求に従い、当該侵害者に対し、著作権者人格権を行使するものとする。
- (8) 本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を書面にて報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。
- (9) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、委託者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 仕様書について疑義が生じた場合については、委託者と受注者が協議して定めるものとする。
- (12) 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議での協議により、委託契約締結後、実施内容について変更を協議することがある。